

水戸地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日 時

令和2年11月2日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

阿部重典，荒井英明，海老原健，大木光子，加藤祐一，小西俊一，中島経太，前田英子，村上信夫，村上正子，渡部勇次（委員長）（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

畠山英樹民事首席書記官，菊地明弘刑事首席書記官，小松且昌事務局長，早稲田浩事務局次長，名雪泉総務課長，布留川真紀総務課課長補佐

4 議事

(1) 施設見学

(2) 新任委員の紹介（荒井委員，海老原委員，加藤委員，中島委員）

(3) 前回の第34回委員会（令和元年11月5日実施，テーマ「法教育について」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況を以下のとおり報告した。

ア 水戸地方裁判所及び水戸家庭裁判所が連携し，広報連絡会を立ち上げ，内外の意見を反映した企画を検討しながら広報活動を行うこととした。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の中での広報活動を検討し，ウェブサイトを通じた広報の取組も検討を始めた。

(4) 本日のテーマ「司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置とのバランスについて」

事務局長，前田委員及び中島委員から，水戸地方裁判所における取組状況等について説明がなされた。

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員，□事務担当者）

○ 今回の新型コロナの影響で，民事の件数などで例年との変化は出ているでしょうか。

● 緊急事態宣言期間中は新しい事件の申立ては減っていましたが，全くなくなるわけではありませんでした。宣言の解除後は，段々戻りつつありますが，4月から10月までの累計は昨年度と比較すると少ないです。破産事件についても今後は増えるという予想もあるようですが，実際の動きにはまだ繋がっていません。刑事事件も，全体としては事件数が少ない状態で推移しているという状況です。

○ 職員の方の在宅勤務はされたのでしょうか。

● 民事では，裁判官も含めると，緊急事態宣言下で一番業務縮小した時で7割程度ぐらいが在宅勤務をしていました。刑事は，3割強ぐらいが在宅勤務をしていました。宣言解除後の6月22日以降は大体全員出てきていますが，裁判官には，可能であれば週1回ぐらいは在宅勤務をするようにと推奨しています。

続いて，具体的に裁判所の感染予防の対応を御覧になられて，配慮が足りないのではないかという点も含めて御意見，御感想がありましたらお聞きしたいと思います。

○ 建物に入るときに，今は手指の消毒や熱を測るものがあったと思います。少年院でも，入るときには手指の消毒・身体のみスト消毒や体温を測っています。それから，書面で，マスクはお持ちですか，海外渡航歴はありますかなどといった細かい点を確認するものがあります。

少年院は寝泊まりしていることもあり，ものすごく厳しい状況ですので，面接するときにはマスクを着用し，裁判所の衝立とビニールカバーのパーティ-

ションと同じようなやり方をしており、皆さん大変だなということを実感することができました。また、接見室などいろいろな部屋を見させていただき、このような場所で私の関わる対象者もやるのだということが分かりました。

- 検温については、傍聴の自由があるため、どこの誰が傍聴しているかということや、体温を測るというような個人情報に直接アクセスするということについて、裁判所が行ってよいのか議論があるところです。
- 法廷の中で誰かが感染したというときに、例えば何時からの何号法廷でクラスター、感染者がありましたといったことをホームページなどで公表することをお考えなのかどうか教えていただきたい。
- まだ実際に感染者が出たという事実はないのですが、裁判所の職員も含めて感染者が出た場合には関係者には事前にお知らせをした上、公表するというようにしております。その際にはどこの法廷にいたということが問題になれば、そのことも含めて、公表する扱いになっています。
- 消費生活センターでは、ほとんどが電話相談になります。市町村の相談員を集めての研修会などの際には、受付のときに検温を実施しております。また、相談室には、アクリル板の仕切りをおき、なるべく相談する方と物理的に距離が取れるような形で、換気もしながら対応しています。

県の業務継続マニュアルの中で、消費生活相談は、便乗商法で被害拡大の恐れがあるので継続しなければならないことになっております。今回の新型コロナウイルス感染拡大についても、消費者の安全安心が確保される態勢を継続するよう消費者庁からの要請もありましたので、2班に分けて、どちらかの班で感染者なり濃厚接触者が出た場合でも、業務を続けられるような態勢をとりました。

そこで課題と感じたのは、在宅勤務で相談員に何をしていただくかということです。徐々にリモートワークの環境も整ったので、実際に職場のサーバーにアクセスしながら仕事はできたのですが、相談業務をまとめている全国共通の

データベースのシステムだけは職場に来て専用端末でしか作業できないところが課題として残っております。今後、消費生活センターのICT化への対応も考えていかななくてはならないと思っておりますが、そういう中で検討していきたいと考えております。また、相談業務自体についてメールやSNSを使うという話も出てきていますので、そのあたりを今後検討していくことが課題と思っております。

- 見学したところだけではなく、どこの部屋もあのようなシートがかかっているのですが、だいぶ苦勞されているなど感じていました。

また、法廷では、時期に応じて違ってきているのかもしれませんが、証言席のマイクを一人が話をするたびに消毒するというところまで徹底されていた事件に当たったこともあり、配慮されていると感じました。

刑事事件の関係では、在宅の被告人の事件について、期日前に裁判所から被告人の体調の確認があった上で法廷に臨んでいました。裁判所としてできることがどうしても限られ、刑事事案に限らず当事者を連れてくるのは弁護士等ということもあるので、その情報を頼りになんとか感染対策をやっているというところもあるのではないかと感じていました。

- 金融機関では、全てのお客様に対して検温をすることまではやっておらず、基本的にはなるべく御来店いただかない方向で、キャッシュレスあるいはリモートでの相談といった方法に誘導しています。また、金融機関にいらっしゃるお客様は、何らかの個人情報を残していかれますので、どなたがいらっしゃったのかは大体わかる形になっています。ただ、会議を主催するときなどは、検温をお願いしています。

対応についても、本当に継続しなければならない業務をまずはあぶり出して、2交代制でやっておりました。この人でなければ、というある程度属人的な部分がどうしてもあり、そこを二交代制でうまく回せるかがかなり論点とな

りましたが、前任者あるいは退職した方も含めて、どういうバックアップ体制を取れるのかを詰めた上で対応いたしました。

- 調停であるとか、民事の弁論手続といった多数当事者が関わってくる事件などに関しては、密になることについて若干不安が出てくることのあるのではないかと思います。

東京家裁では当事者に確認の上、ドアを開け放してやるということで、非公開の手続ということと、密を避けるということのバランスの取り方は苦勞されているのではないかと感じていました。

- 先ほど傍聴人を特定するのはあまりよくないのではないかというお話を伺ったのですが、県の会議や、ある程度の施設に行くといばらきアマビエちゃんというのがありまして、QRコードを読み取って空メールを送ると、後から感染者が出た時に知らせが来るというものがあります。その方式ですと、メールアドレスは知られてしまうのですが、他の情報は知らせなくて済むという中間の方策なんでしょうけれども、そういうものの活用も可能ならばしてみたいかと思いました。
- 裁判を緊急事態宣言のもとで縮小して、緊急性の高いものだけに限って行い、そうでないものは停止して延期等の手続きを取ったということ自体についてはどのようにお考えでしょうか。
- 例えばどういう基準で緊急性という判断をされているのでしょうか。
- 民事でいいますと、保全事件やDV事件、あるいは執行でも、強制執行の差押えを入れるところまでなどは続け、他の一般的な訴訟や調停については止めたという形です。刑事は、身柄事件や令状処理については行っていました。
- 金額の差とか、DVの緊急の度合いとか、そういう差はつけておらず、カテゴリーだけで分けていくという形だったのでしょうか。

- カテゴリーで分けている中で、当事者の方から緊急性のある事情を述べていただければ、裁判官がそれにはもちろん対応するという事ではないかと思えます。
- カテゴリーの中でということは、今いわれた保全、DVや人身保護法、差押えなどのカテゴリーに入らないものでも、当事者が緊急性が高いというふうにいえば対応されたのでしょうか。
- もしそのように何らかの事情があれば、伺わなければいけません、当事者の方がそう申し出たことが、本当に緊急性があるかどうかは、もちろん吟味させていただくことになると思えますし、実際にそういう場面はありませんでした。
- エssenシャルワークとして裁判を止める必要がなかったのではないかと感じの方は、ちょっと手を挙げていただいてもよろしいでしょうか。
(挙手なし)
緊急性のあるものと、ないもので分けて、対応すべきだったというように思われる方は、手を挙げていただけますでしょうか。
(委員(2名を除く)全員挙手)
- 合理的な線の引き方だろうなと思って聞いておりました。民事事件は、保全手続であるとか、人身保護的なものについては、すぐに対応しなければならないでしょうし、それ以外の部門については、その間停止しているのはやむを得ないところがあるのかなと思いました。刑事事件については、身柄が取られている事件については人権に直接関わってくるものですから、それはこういう事態であっても進めていかなければいけないところです。保釈中の被告人は、そもそも外には出ていますけれども、いろいろな制限をつけられていますので、そういう方についてはなるべく早く進めていただけるというような形で、実際にそうやっていただいていたのかなと個人的な印象では思っています。

- 12月14日からウェブ会議をスタートするというので、実施するに当たって、研修をしたり、マニュアルを作成したり、そういったことをされているのでしょうか。
- どういう使い方ができるかとか、どういう条件だったらいかなどの問題もあり、そのような準備をしています。機器もパソコンなどを購入して整備しなければならないということもありまして、ある程度大きい庁から、順次入れていくというところですよ。
- ウェブ会議自体はこのコロナがあったから始まるというわけではなくて、もともと順次始めていこうということで、今年から始めていく手続として予定されていたと聞いています。弁護士会の方でも、研修会を裁判所と共同してやったりもしているというところですよ。了解が得られればその手続に乗れるということで、浸透していくにはもう少し時間がかかるのではないかと認識です。今回始まるのは、現行法の下でできる手続に限られていますので、法律の整備が進んでいくと、もう少し違う手続までできることが予定されていると聞いています。
- 先ほど御指摘のあった裁判所の職員が在宅勤務でどこまで仕事が充実したものができるとかは、一般職の場合、記録を持ち帰るという仕事ではなかったものですよ。かなり限られていたというのは事実としてあります。その点についても記録の持ち帰りの範囲ですよとか、色々なことについて検討を加えて今後に備えているというところですよ。
- 職員の方のテレワークの仕事内容は、割とメールで進むことが多い気がするのですが、裁判所の場合は、庁舎内でもメールのやり取りをすることはしないのでしょうか。
- 民事事件では、例えば鑑定をお願いした委員と鑑定情報のやり取りをしたり、労働審判員と連絡をしたりということに限って利用しています。

● 最終的には書面でもらわないと裁判の記録にできないというように法律がなっています。法律改正も含めて、法制審議会で検討されていますので、そういうことも含めて立法的な解決が図られ、それに伴って、法律が変われば、事務も変えられるという部分もかなり多いのではないかと思います。

○ ウェブ会議の話ですが、面接とかには支障が出てきたりするのを感じられるので、有利不利のようなものは出たりしないのかなというのがあるので、どのようなイメージで、どのようなシステムを考えられているのかというのを教えていただければと思います。

● 争点整理や訴訟進行に関して、裁判所と原告代理人、被告代理人との間での打合せの内容をウェブ会議を通じてやります。有利不利の点については、双方が同意をした事件から始める、まずは代理人である弁護士がついている事件から始めるということになっています。ウェブ会議を利用するかしないかで、有利不利になることはないという前提に手続を進めようとしています。

本当に率直な御意見をいただきましてありがとうございました。今後もコロナ対策が続いていくと思います。緊急事態宣言がまた出されないとも限りませんので、今いただいた御意見等をもとにさらに裁判所としても、対応をきっちりしていきたいと考えております。

5 次回のテーマ

「民事訴訟のIT化について」

6 次回の開催期日

令和3年6月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで